

### 私の意見

岡安商事社長  
岡本 安明



全国商品取引業厚生年金基金の加入者がどんどん減っていきのは憂慮すべき事態だと思えます。3年前は2万3,000人だったものが1万8,000人に減り、先行き1万5,000人割れも、いわれ始めています。

## 愛される営業マン作り

### 危機をチャンスにプラス思考で

国を挙げての「貯蓄から投資へ」という流れは、本来が商品先物業界にとって大きなチャンスのはずです。日本が欧米並みの貯蓄率に移行するとすれば、わが国の個人金融資産1、400兆円のうち550兆円が投資に回ることになり、5%でも10%でも商品先物

が、決して減っているとは思いません。先物取引は恐いというイメージが先行しているに過ぎず、これを一日も早く払拭しなければなりません。

私は日ごろ営業マンたちに「お客さまに可愛がられる営業マンになれ」ということを訴えています。お客さまに喜んでいただける営業マン、お客さまのニーズを真剣に考える営業マンがいまこそ大切な時期だと思います。

最近、コミッションセールスが再評価される情勢です。わたしが自戒の意味を込めて言いたいのは、ここはエリを正し、商品先物という長い歴史を持つ魅力ある市場の防衛に取り組みなければ、大変な事態になってしまふと危惧していること

です。個人投機家なしにはリスクヘッジの機能が果たせないのは自明の理です。それにしても、規制は包括規制より個別規制が大事なことだと考えます。たとえば、「再勧誘の禁止」措置ですが、関西では、どんな商談でも、いくらか魅力がある商品でも、2、3回は断るの「文化」でさえあるのです。こういう風土、慣習を十分考慮したうえで、「再勧誘の禁止」措置が成立すると思えます。

いずれにしても商品先物業にとって、この危機的状況をチャンスにとらえて、すべてをプラス思考で取り組んでいきたいものです。反省の意味を込めて、狩猟型民族から農耕型民族へと自己改革を遂げることによって、先人の産み出した文化遺産である「先物取引」を文字通り「産業インフラ」として次の世代に継ぎよう頑張りたいと考えています。

今後の発展が期待される「商品ファンド」に係る関係法令を中心に、「金融商品取引法のポイントと実務対応」と題する会員講演会(社)日本商品投資販売業協会と先物協会の共催)が9月12日、東京穀物商品取引所2階大会議室で開かれた。講師は森・濱田法律事務所の子島幸良弁護士。

### 説明事項を拡充、断定的判断禁止

#### 画期的な横断的利用者保護

商品投資販売業協会・先物協会共催  
商品ファンド講演会

### 商品ファンド法は2つに分離

児島講師は最初に、金融商品取引法(いわゆる投資サービス法、今年6月公布、来年7月施行予定)は1つの法律が新たにできたのではなく、証券取引法の改正と4つの法律(金融先物取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

律、抵当証券業の規制等に関する法律、外国証券業者に関する法律)の廃止、及び商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)と金融商品販売法の規定の整備によって成り立っていることを強調した。

商品ファンド法については、金融商品販売法の説明義務等の拡充(当初元本を

戻す)と、金融商品取引法は、投資者保護のための横断的法制の整備が主な狙



講演会風景

が、それは歩合営業マンがお客さまと一体になって、はやる気持ちのお客さまには「休むも相場ですよ」と言えるような人材が求められていくということでしょう。お客さまとできるだけでなく、お客さまに可愛がられる営業マンの原点に立ち帰る時ではないでしょうか。お客さまに喜んでいただける、大

い、投資性の強い金融商品・サービスに、すぎ間なく同等の規制をかけることし、集団投資スキーム(ファンド)を包括的に対象とすることが新法のひとつの柱になっていると解説した。

商品ファンドについては、商品先物運用の割合がなくなり、任意、自由な投資先の組み合わせによってファンドを組成できるようになる。

商取法も同等の規制の中に取り込まれなかったことについては、上場商品の生産と流通が大きく関与して単なる金融商品とはみなされなかったのではと推測した。ただ、金融商品としての面も大きいので、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協

### JCCH

## 1~9月平均の約85%

クリアリングハウスの日本商品清算機構(JCCH)へ預託される全国6商品取引所の取引に関する9月月末の預託証拠金残高は、約4億2,881万1,000円。前月比81%減、前年10月比51%減、5月に1億1,000万円を超過した。約5,000億円の残高が継続したの比して約85%の水準。昨年10月の4,017億円台に次ぐ低い額である。

### 月末の預託証拠金残高の推移

月	月末	証拠金計
2005年	9月	383,713,602
	10月	401,763,140
	11月	461,604,650
	12月	474,042,458
2006年	1月	503,332,177
	2月	469,313,509
	3月	496,838,656
	4月	541,845,833
	5月	515,359,981
	6月	439,564,029
	7月	461,590,776
	8月	435,922,016
	9月	428,863,363

### 登録外務員数、13年ぶり低水準

日商協がまとめた06年9月末の登録外務員数は1万1,819人と前年同月期に比べて、2,210人(15.7%)減少し、93年以来、13年振りの低水準となった。ピークだった04年9月末に比べると2年間で4,257人(26.4%)

登録外務員数	登録外務員数の推移		
	新規	更新	抹消
4月	291	41	620
5月	98	72	513
6月	288	58	573
7月	2,528	345	867
8月	191	22	819
9月	103	22	689
10月	177	31	560
11月	128	30	457
12月	141	42	469
1月	138	15	445
2月	61	17	437
3月	127	34	378
4月	134	10	572
5月	70	32	281
6月	187	27	293
7月	1,657	295	373
8月	117	30	511
9月	100	9	471

### 関西・福岡商取合併調印

関西商品取引所と福岡商品取引所とは9月29日、関西商取第一会議室において合併調印式を行った。

最初にこれまでの合併協議の経緯説明があり、両理事長の挨拶のあと合併契約書の調印。合併の時期は本年12月1日、存続取引所を関西商取とする。吸収合併方式で、名称

新社長  
クレボ(10月1日からフィリップ・ユニーチャーズに社名変更)の新社長に高村賢一郎氏が9月29日付で就任した。クレボは総合金融業フィリップキャピタル(本社シンガポール)が9月21日付で買収

した。高村 賢一郎(たかむら けんいちろう)1975年ゼネラル貿易(現トリフオ)入社、93年取締役当時、太陽ゼネラル、2000年常務(同)、04年太陽ゼネラルからトリフォに社名変更、05年トリフォレックス代表取締役。

### 証言・戦後先物史

## 関西取。半世紀の足跡(2)

元関西商品取引所常務理事(現「大阪金融先物研究会事務局」) 平子 玄一

商取法の大改正前後についてお聞かせ下さい。平子 改正法の公布は昭和42年7月で、施行が翌43年1月ですが、その間の10月に取引所事務局の機構が改革されまして、松井嘉三郎さんが常務から専務理事になり、調査課が誕生して私もそこに配属になりました。

調査課というのは、裁判官が法廷帳簿の委託者別勘定元帳や受渡し計算帳の見方がわからない。なによりも先物取引が何なのかわからないという時代で、法廷では約定値段とか受渡しのイロハから説明したものです。法改正はいかがでしたか?

### 仕手戦盛んで、倒産多発

平子 開所以来の改正で、受託契約準則からはじまり、仲買人の呼称も商品取引員になった。法改正の一部には猶予期間がありました。規制行政が厳しくなり、委託者保護を目的とした営業所の設置基準や、それまでの仲買保証金が受託業務保証金制度に変わり、流動部分はお客さまが直接に請求できるという画期的なものになりました。説明会やセミナーを何度も開催しましたが、これを契機に区分經理の実施や向い玉規制、それに登録外務員制度基本要綱ができて外務員講習会や資格試験が実施されるようになっていったのです。

当時の大阪穀物取引所

当時の大阪穀物取引所